市営住宅建替事業等検討ワーキングチーム設置要綱

（設置）
第１条　市営住宅の建替事業の実施に際し、西宮市ＰＦＩ基本指針により、市営住宅建替事業等検討ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　ワーキングチームは、次の事務を所掌する。
（１）市営住宅の建替事業等に係るＰＦＩ導入可能性調査の適否協議
（２）市営住宅の建替事業等に係るＰＦＩ導入方針の協議
（３）市営住宅の建替事業等の実施方針（案）及び要求水準書（案）の検討
（４）市営住宅の建替事業等に係るＶＦM評価結果の意見聴取
（５）その他、施設整備に関する事項

（組織）
第３条　ワーキングチームは、次に掲げる職にある者をもって構成する。

（１）リーダー	住宅部長
（２）サブリーダー	政策経営課長
（３）委員	住宅整備課長
	住宅管理課長
	住宅調整課長
	施設マネジメント推進課長
	都市総務課長
	政策推進課長
	総務課長
	財政課長
	契約管理課長

（設置期間）
第４条　ワーキングチームの設置期間は、平成２０年５月９日から所掌事務終了までとする。

（リーダー及びサブリーダー）
第５条　リーダーは、会務を総理する。
２　サブリーダーは、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。
３　リーダーは、必要があるときは、第３条に掲げる者以外の者の出席を求め、その者から意見を聴き、又は説明を受けることができる。

（会議）
第６条　ワーキングチームの会議は、リーダーが招集し、必要の都度、開催する。
２　その他、会議について必要な事項は、リーダーが定める。

（事務局）
第７条　ワーキングチームの事務局は、住宅部住宅整備課内に置く。

付　則

この要綱は、平成２０年５月９日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２２年９月３日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２３年８月 31 日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年５月９日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。